

平成27年12月7日

研究代表者各位

信濃町キャンパス学術研究支援課
文科省科研費担当

平成27年度科学研究費助成事業(補助金・一部基金の補助金分) 繰越申請について

繰越申請とは、科学研究費補助金による研究のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由（※）に基づき、年度内に補助事業が完了しない見込みとなったものについて、申請し承認を得ることで、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度に当該研究費（直接経費のみ）を繰り越して使用できる制度です。

※ 交付決定時に容易に予想し得た場合、研究者の自己都合に起因する場合（多忙、事前の調整不足等）、研究終了後に余った研究費（余剰金）は、対象なりません。

【対象課題】

- 特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S・A）、研究活動スタート支援、奨励研究、特別研究促進費、研究成果公開促進費、及び特別研究員奨励費の研究課題
 - 平成22年度以前に採択された基盤研究（C）、若手研究（B）の研究課題
 - 平成23年度及び平成27年度に採択された基盤研究（B）（「特設分野研究」を除く）、若手研究（A）の研究課題
 - 平成24年度から平成26年度に採択された基盤研究（B）、若手研究（A）の研究課題の補助金分
- ※ 助成金は繰越申請の対象外となります。

【申請期限】

【第1回】 平成28年 1月 5日（火）※

【第2回】 平成28年 2月 3日（水）

（※）可能な限り年内にご一報ください。

【申請手順】

- 1) 繰越申請の手引き、様式等については、次の日本学術振興会ホームページのURLから各自ダウンロードしてください。

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi

2) 留意事項や記載例を参考にし、電子申請システム対応種目についてはシステム上にて申請下さい。

電子申請システム対応種目

新学術領域研究、基盤研究（S・A・B・C）、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援
特別研究促進費、特別研究員奨励費

電子申請システム非対応種目については、所定の様式〔様式 C-26〕をお送りしますので、後述の問合せ先メールアドレス宛に【件名：繰越申請希望】としてご連絡下さい。

電子申請システム非対応種目

特別推進研究、奨励研究、研究成果公開促進費

【特記事項】

繰越申請が承認された研究課題については、実績報告書の作成や提出時期等が異なります。また、繰越承認された直接経費はあくまで平成27年度の研究経費であり、平成28年度の研究経費と合算して使用することはできません。予めご承知おきください。

【問合せ先】

信濃町キャンパス学術研究支援課 ras-shinanomachi-kaken@adst.keio.ac.jp
科研費担当：梅田（内線64040）、光永（内線64021）

以上